

令和 <b>5</b> 年度	<b>病院プラン 作成マニュアル</b>
----------------------	----------------------

※本マニュアルでは、病床機能の選択にあたっての考え方等について記載しています。  
 (記入方法等については、別紙「令和5年度病院プラン 確認・記入要領」をご参照ください)

## 目次

<b>1. 病院プランの基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 病床機能の選択における基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
<b>3. 病床機能の転換にあたっての確認事項</b> .....	<b>5</b>
<b>4. 病院プラン提出後の病院連絡会等のスケジュール</b> .....	<b>7</b>

令和5年9月

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課

## 1. 病院プランの基本的な考え方

### (1) 概要

大阪府では、地域医療構想の推進にあたり、「病院の今後の方向性」等を病院連絡会等において関係者で認識を共有するため、病床機能報告対象病院において「病院プラン」の作成、ご提出をお願いしております。

本年におきましても、今秋以降に予定しております病院連絡会、医療・病床懇話会（部会）、保健医療協議会（地域医療構想調整会議）に向け、病院プランの作成についてご協力をお願いします。

### (2) プラン作成対象病院

令和5年度病床機能報告の報告対象病院

### (3) プラン作成における留意点

- ・ プランの内容は、10月以降に実施が予定されている「令和5年度病床機能報告」と報告内容をあわせるようにしてください（「病院プラン」担当者と「病床機能報告」担当者が異なる場合、恐れ入りますが、病院内で情報共有いただきますようお願いいたします）。
- ・ 例年と同様、作成いただいた病院プランについては、大阪府においてとりまとめ、保健医療協議会等の公開会議の資料とする予定です（様式1の「回答者連絡先等」は除く）。そのため、個人情報を記載しないよう、ご注意ください。

## 2. 病床機能の選択における基本的な考え方

大阪府では、病床転換の議論を客観的な指標に基づき行うため、令和4年度より、病院プランの作成、病床機能報告の報告にあたり、独自に病床機能の報告基準を設定しています。

**報告基準を確認いただいた上で、基準に基づく病床機能の報告をお願いします。**

### 報告基準

令和4年度の保健医療協議会等におけるご意見を踏まえまして、一部の入院料（地域包括ケア病棟・緩和ケア病棟）について報告基準の見直しを行っています。

※下記基準は、病棟における基準であり、有床診療所については、基準は定めていません。

#### ① 報告基準を設定しない入院料（入院料と病床機能が1対1となっている入院料）

入院料	病床機能	報告基準
救命救急入院料 1～4 特定集中治療室管理料 1～4 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ハイケアユニット入院医療管理料 1～2 総合周産期特定集中治療室管理料 小児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料 新生児治療回復室入院医療管理料	高度急性期	—
回復期リハビリテーション病棟入院料 1～6	回復期	—
療養病棟入院料 1～2 特殊疾患病棟入院料 1～2 介護療養病床 障害者施設等入院基本料	慢性期	—

#### ② 「高度急性期」もしくは「急性期」の報告となる入院料

入院料	病床機能	報告基準
特定機能病院 7対1 入院基本料 専門病院 7対1 入院基本料 小児入院医療管理料 1～3、5 急性期一般入院料 1～3	高度急性期	[[医師数/病床数：0.62 以上] or [看護師数/病床数：0.69 以上]] and [[救急医療管理加算 1 及び 2/病床数：29 以上] or [手術総数/病床数：8 以上] or [呼吸心拍監視/病床数：21 以上] or [化学療法/病床数：1 以上]]
	急性期	高度急性期の基準を満たさない病棟

### ③ 「急性期」もしくは「回復期」の報告となる入院料

	病床機能	報告基準
特定機能病院 10 対 1 入院基本料 専門病院 10 対 1 入院基本料 急性期一般入院料 4 ～ 6 緩和ケア病棟入院料 1 ～ 2	急性期	「看護師数/病床数：0.4 以上」 and 「平均在棟日数：21 日以内」
	回復期	急性期の基準を満たさない病棟

### ④-1 「急性期」もしくは「回復期」もしくは「慢性期」の報告となる入院料

	病床機能	報告基準
専門病院 13 対 1 入院基本料 地域一般入院料 1 ～ 2 特定一般病棟入院料 1 ～ 2	急性期	「看護師数/病床数：0.4 以上」 and 「平均在棟日数：21 日以内」
	回復期	急性期の基準を満たさない病棟のうち、「平均在棟日数」：180 日以内
	慢性期	急性期の基準を満たさない病棟のうち、「平均在棟日数」：180 日超

### ④-2 「急性期」もしくは「回復期」もしくは「慢性期」の報告となる入院料

※ただし、急性期の基準に該当する場合であっても病棟の診療機能（在宅復帰に向けた機能や地域急性期機能を主に担う等）を踏まえ、「回復期」として報告することは、基準に基づく報告とする。

	病床機能	報告基準
地域包括ケア病棟入院料 1 ～ 4	急性期 ※	「看護師数/病床数：0.4 以上」 and 「平均在棟日数：21 日以内」
	回復期	急性期の基準を満たさない病棟のうち、「平均在棟日数」：180 日以内
	慢性期	急性期の基準を満たさない病棟のうち、「平均在棟日数」：180 日超

### ⑤ 「回復期」もしくは「慢性期」の報告となる入院料

	病床機能	報告基準
地域一般入院料 3 一般病棟特別入院基本料	回復期	「平均在棟日数」：180 日以内
	慢性期	「平均在棟日数」：180 日超

### (参考) 基準設定の基本的な考え方

- 病床機能報告マニュアルにおいて、報告基準が明確に示されていない入院料について、報告基準を設定  
(マニュアルでは、「診療密度」や「病棟において多数を占める患者の患者像」を踏まえ報告することとされているが、具体的な指標・数値が示されていない)
- 報告基準は、指標の特性と関係団体・有識者等の意見を踏まえ、該当項目を分析のうえ設定  
(入院料の特性・分布を確認し設定)
  - ・体制確保にかかる指標 (診療密度を測定) : 「医師の配置状況」、「看護師の配置状況」
  - ・診療実績にかかる指標 (診療密度を測定) : 「救急医療管理加算 1 及び 2」、「手術総数」、「呼吸心拍監視[ 3 時間超え 7 日以内]」、「化学療法」
  - ・病棟の患者像にかかる指標 : 「平均在棟日数」

### (参考) 報告基準値 (病棟単位) 設定にかかる考え方

	指標区分	報告基準 (目安)	基準値が該当する値等
高度 急性期	人員配置	○下記のいずれかの項目を満たす ・医師数/病床数 : 0.62 以上 ・看護師数/病床数 : 0.69 以上	「特定機能病院一般病棟入院基本料等」 上位 33%値
	診療実績	○下記のいずれかの項目を満たす ・救急医療管理加算 1・2 (年間レセプト算定回数) /病床数 : 29 以上 ・手術総数 (年間レセプト算定回数) /病床数 : 8 以上 ・呼吸心拍監視【 3 時間超え 7 日以内】 (年間レセプト算定回数) /病床数 : 21 以上 ・化学療法 (年間レセプト算定日数) /病床数 : 1 以上	「急性期一般入院料 1 ～ 3」中央値
急性期	人員配置	看護師数/病床数 : 0.4 以上	「急性期一般入院料 4 ～ 7」下位 33%値
	患者像	平均在棟日数 : 21 日以内	急性期一般入院料算定平均在院日数上限
回復期	患者像	平均在棟日数 : 180 日以内 ※急性期の基準を満たさない病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料算定日数上限
慢性期	患者像	平均在棟日数 : 180 日超	—

### 3. 病床機能の転換にあたっての確認事項

病床機能転換の検討にあたっては、大阪アプローチも踏まえた、下記「病床機能の転換にかかる大阪府の考え方」、所在二次医療圏における「病床過不足の状況」を確認ください。また、昨年度、病床機能の転換にかかる計画が継続協議となった場合は、保健医療協議会等での意見を踏まえ内容をご検討ください。

#### 病床機能の転換にかかる大阪府の考え方

二次医療圏における病床の過不足の状況を踏まえた、病床機能の転換にかかる府の考え方は以下のとおりです。なお、大阪府では、「2025年における病床数の必要量」と「現状の病床数」について、病床数の実数の差に加えて、病床全体の割合の差を確認（下記、大阪アプローチ参照）し、地域医療構想にかかる進捗管理を行っています。

- ① 両方過剰 [割合（過剰）・実数（過剰）] ⇒ 転換を必要としない機能
- ② 割合過剰 [割合（過剰）・実数（不足）] ⇒ 転換の検討を必要としない機能
- ③ 実数過剰 [割合（不足）・実数（過剰）] ⇒ 転換の検討を必要としない機能
- ④ 両方不足 [割合（不足）・実数（不足）] ⇒ 転換の検討を必要とする機能

※回復期の場合、公立病院は政策医療となることを確認

**①、②、③への転換は、地域医療に大きな影響を与える可能性があることから、病院連絡会等において、地域の病院関係者に必ず内容を説明し、合意を得ておくようにしてください。**

<参考> 大阪アプローチ

・大阪アプローチに基づく病床過不足の判断

⇒各病床機能における「病床数の必要量」と「報告病床数」の割合の差で判断

※2025年の病床数の必要量は府域全体で約1万2千床不足する試算となっているが、

病床の増床は原則不可能であるため、大阪アプローチでは、既存病床の中で、機能分化を図っている。

#### 病床過不足の状況（令和4年度病床報告結果）

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
豊能	両方過剰	割合過剰	両方不足	割合過剰
三島	両方過剰	両方不足	両方不足	両方不足
北河内	両方過剰	両方過剰	両方不足	割合過剰
中河内	両方過剰	両方過剰	両方不足	割合過剰
南河内	両方過剰	実数過剰	両方不足	両方過剰
堺市	両方過剰	両方不足	両方不足	両方過剰
泉州	両方過剰	実数過剰	両方不足	両方過剰
大阪市	両方過剰	両方過剰	両方不足	両方過剰

## 病床過不足の状況の詳細（令和4年度病床機能報告）

【下記のうち「濃色セル」が過剰な病床機能にあたる】

※（重症）急性期には、診療実態等の報告がなく、分類不能であった「急性期（不明）」を含む。

病床：床、割合：%

	区分	年度	高度急性期	急性期		回復期	慢性期	休棟等	未報告等	合計		
				(重症)急性期	地域急性期							
豊能	病床数	病床機能報告	2022	2,138	3,608	3,343	265	1,128	2,113	17	27	9,031
		病床数の必要量	2025	1,436	4,044			3,577	2,421			11,478
	割合	A 病床機能報告	2022	23.7%		37.1%	2.9%	12.5%	23.5%	0.2%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	12.5%	35.2%			31.2%	21.1%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		11.2%	1.9%		-15.7%	2.4%				
三島	病床数	病床機能報告	2022	1,457	2,049	1,790	259	1,276	1,459	182	0	6,423
		病床数の必要量	2025	956	2,961			2,786	2,410			9,113
	割合	A 病床機能報告	2022	22.7%		27.9%	4.0%	19.9%	22.7%	2.8%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	10.5%	32.5%			30.6%	26.4%			
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		12.2%	-4.6%		-6.7%	-3.7%				
北河内	病床数	病床機能報告	2022	1,210	4,914	4,471	443	1,593	2,438	123	10	10,288
		病床数の必要量	2025	1,197	4,319			4,511	3,083			13,110
	割合	A 病床機能報告	2022	11.8%		43.5%	4.3%	15.5%	23.7%	1.2%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	9.1%	32.9%			34.4%	23.5%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		2.6%	10.6%		-14.6%	0.2%				
中河内	病床数	病床機能報告	2022	660	2,558	2,480	78	1,085	1,175	129	16	5,623
		病床数の必要量	2025	657	2,424			2,759	1,275			7,115
	割合	A 病床機能報告	2022	11.8%		44.2%	1.4%	19.4%	21.0%	2.3%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	9.2%	34.1%			38.8%	17.9%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		2.5%	10.2%		-18.0%	3.0%				
南河内	病床数	病床機能報告	2022	1,237	2,560	2,335	225	590	2,203	0	0	6,590
		病床数の必要量	2025	814	2,515			1,875	1,902			7,106
	割合	A 病床機能報告	2022	18.8%		35.4%	3.4%	9.0%	33.4%	0.0%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	11.5%	35.4%			26.4%	26.8%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		7.3%	0.0%		-14.0%	6.7%				
堺市	病床数	病床機能報告	2022	1,664	2,251	1,889	362	1,465	3,815	55	25	9,275
		病床数の必要量	2025	991	3,128			2,571	3,202			9,892
	割合	A 病床機能報告	2022	18.0%		20.4%	3.9%	15.8%	41.2%	0.6%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	10.0%	31.6%			26.0%	32.4%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		8.0%	-11.2%		-6.2%	8.9%				
泉州	病床数	病床機能報告	2022	1,260	2,866	2,409	457	1,397	2,967	59	18	8,567
		病床数の必要量	2025	993	2,818			2,623	2,523			8,957
	割合	A 病床機能報告	2022	14.7%		28.2%	5.3%	16.3%	34.7%	0.7%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	11.1%	31.5%			29.3%	28.2%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		3.7%	-3.3%		-7.6%	6.5%				
大阪市	病床数	病床機能報告	2022	4,989	14,777	13,469	1,308	3,970	7,886	579	77	32,278
		病床数の必要量	2025	4,745	12,838			10,662	6,458			34,703
	割合	A 病床機能報告	2022	15.5%		41.8%	4.1%	12.3%	24.5%	1.8%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	13.7%	37.0%			30.7%	18.6%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		1.8%	4.8%		-14.3%	5.9%				
合計	病床数	病床機能報告	2022	14,615	35,583	32,186	3,397	12,504	24,056	1,144	173	88,075
		病床数の必要量	2025	11,789	35,047			31,364	23,274			101,474
	割合	A 病床機能報告	2022	16.6%		36.6%	3.9%	14.2%	27.4%	1.3%	—	100%
		B 病床数の必要量	2025	11.6%	34.5%			30.9%	22.9%			100%
		A-B (正の場合「過剰な病床」に該当)		5.0%	2.1%		-12.8%	4.4%				

## 4. 病院プラン提出後の病院連絡会等のスケジュール

### (1) 病院連絡会の開催について（予定）

大阪府では、平成 30 年度より病床機能報告対象病院を対象とした病院連絡会を開催し、各病院から提出いただいた病院プランを基に、圏域内各病院の今後の方向性を関係者間で認識を共有し、2025 年に向けた医療提供体制について、協議を行っています。

本年度も、冬頃、病院連絡会を地域において開催する予定ですので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。（案内については日が近づきましたら、保健所からお送りします）

### (2) 病院連絡会において説明が必要な病院と説明内容

#### ① 公立病院

<主な説明内容（予定）> ●：全病院、○：該当病院

- 病院の現在の状況（地域での役割・機能、転院・転棟にかかる状況、診療実績の推移等）
- 現在の経営状況
- 2025 年に向けた病院の方向性
- 昨年度からの入院基本料・特定入院料の変更内容とその理由  
(昨年度、病院連絡会で変更を説明していない病院、また、合意を得ていない病院のみ)
- 公立病院経営強化プラン（公立病院のうち、今年度プランを策定する病院のみ）

#### ② 公的病院

「公的医療機関等 2025 プラン」の策定対象医療機関

- 公的医療機関（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等が開設する医療機関）（公立病院除く）
- 医療法第 7 条の 2 第 1 項第 2 号から第 8 号に掲げる者（共済組合、健康保健組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関
- その他の独立行政法人（国立病院機構、労働者健康安全機構）が開設する医療機関
- 地域医療支援病院・特定機能病院

<主な説明内容（予定）> ●：全病院、○：該当病院

- 病院の現在の状況（地域での役割・機能、転院・転棟にかかる状況、診療実績の推移等）
- 2025 年に向けた病院の方向性
- 昨年度からの入院基本料・特定入院料の変更内容とその理由  
(昨年度、病院連絡会で変更を説明していない病院、または、協議会で合意を得ていない病院のみ)

#### ③-1 民間病院（令和 4 年度地域医療構想調整会議において「継続協議」となった病院）

<主な説明内容（予定）> ●：全病院、○：該当病院

- 病院の現在の状況（地域での役割・機能、転院・転棟にかかる状況、診療実績の推移等）
- 2025 年に向けた病院の方向性
- 昨年度からの入院基本料・特定入院料の変更内容とその理由  
(昨年度、病院連絡会で変更を説明していない病院、または、協議会で合意を得ていない病院のみ)



③ -2 民間病院（病床機能を過剰病床に変更する予定のある病院）

＜主な説明内容（予定）＞ ●：全病院、○：該当病院

- 病院の現在の状況（地域での役割・機能、転院・転棟にかかる状況、診療実績の推移等）
- 2025年に向けた病院の方向性
- 昨年度からの入院基本料・特定入院料の変更内容とその理由  
（昨年度、病院連絡会で変更を説明していない病院、または、協議会で合意を得ていない病院のみ）

③ -3 民間病院（その他、病院連絡会において説明せず、もしくは協議会で合意を得ず、入院基本料・特定入院料を変更している病院）

＜主な説明内容（予定）＞

- 昨年度からの入院基本料・特定入院料の変更内容とその理由

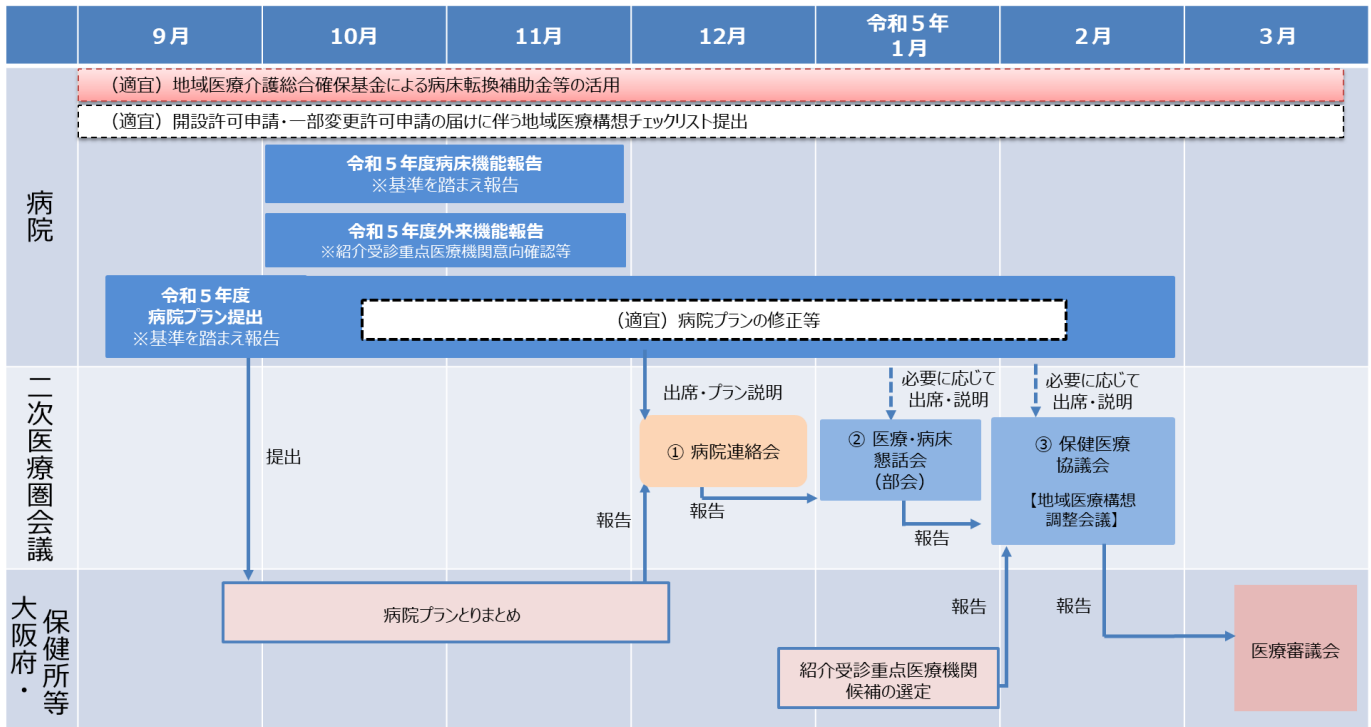
＜参考＞ 病院機能の見える化

地域に必要な医療を持続的に提供していくため、病院の役割分担による体制づくりを検討していくことが重要と考えております。そのため、現在各病院が有する病床機能等から、大阪府独自に病院機能の見える化を図るため、病院の分類を行っています（令和4年度から）。

病院連絡会では、この病院の分類の結果を踏まえ、地域で機能分化の議論を行っていきたいと考えています。

区分		分類の考え方
1	特定機能病院	特定機能病院
2	急性期病院	高度急性期と急性期の病床の合計割合が病床（一般・療養）の9割以上
3	急性期ケアミックス型病院	高度急性期または急性期の病床を有するが、当該病床の割合が病床（一般・療養）の9割未満
4	地域急性期病院	回復期病床（地域（リハビリ以外））の割合が病床（一般・療養）の9割以上
5	後方支援ケアミックス型病院	1～4、6、7の区分に属しない病院
6	回復期リハビリ病院	回復期病床（リハビリ）の割合が病床（一般・療養）の9割以上
7	慢性期病院	慢性期病床の割合が病床（一般・療養）の9割以上

(3) 令和5年度のスケジュール（予定）



※保健医療協議会は、その他案件（地域医療支援病院の認定の件等）に応じて、別途開催する場合もある。